

今学期の地方自治法の担当は、事情により残念ながら、小早川光郎教授から私、山本隆司に変更されてしまいました。授業の構成(毎回の授業のテーマ)は、すでに小早川教授から提示されているシラバスに、おおむね従います。ただし、授業全体のより詳細な講義概要をあらかじめ配布することはできません。毎回の授業の前に、予習すべき教材の箇所およびその他の文献・判例を指示し、簡単なレジュメを用意します(初回は授業の際に配布しますが、2回目以降はHPから各自ダウンロードしていただきます)。教材、成績評価の方法もシラバス通りとします。レポートについては明言されていませんが、課すことにします。「地方分権」を推進する政策やこうした政策を実現する手段を提示するスタンスではなく、あくまで(公)法学の観点から地方自治を分析し、また地方自治の分析を通して(公)法学の発想を豊かにするよう努めるスタンスをとりますので、多くの方のニーズに合う授業には決してならないことを、お断りしておきます。

初回の授業(10月7日)は、イントロダクションとして、地方自治の意義と沿革をテーマとします。教材である塩野宏・行政法Ⅲ117～129頁および地方自治判例百選1判決、ほかに太田匡彦「住所・住民・地方公共団体」地方自治727号2頁以下の予習を指示します。